住所　横浜市戸塚区平戸町1174番地１
　劉世明　昭和40年11月３日生
　劉洋　平成４年７月28日生
　劉千雅　平成12年２月６日生
住所　川崎市麻生区岡上472番地８
　杭衛紅　昭和37年７月19日生
住所　川崎市川崎区四谷上町13番８―206号
　カマル・ガヤナータ・ミッシェル　昭和52年８月23日生
　イズミ・ウワサリ・ミッシェル　平成21年11月24日生
住所　岐阜市岩田西３丁目429番地
　何燕嗣　昭和35年５月31日生
住所　山形県西置賜郡白鷹町大字高玉1199番地
　マリア・アナベル・テデラ・ブラバンテ　昭和60年５月22日生
住所　大阪府大東市三箇１丁目３番２号
　申秋香　昭和56年10月17日生
住所　大阪市住之江区緑木１丁目２番31―302号
　于思桐　平成20年10月23日生
住所　大阪市東成区東小橋１丁目13番29号
　周微　昭和60年９月28日生
住所　堺市堺区南三国ヶ丘町６丁５番１号
　王莉梅　昭和40年10月26日生
　譚珈星　平成10年９月12日生
　譚星龍　平成15年３月21日生
住所　東京都中野区鷺宮３丁目13番１号
　瀋力超　昭和36年２月15日生
住所　神戸市中央区栄町通２丁目８番16号
　盧彩屏　昭和22年12月30日生
　梁幹茂　昭和43年７月31日生
　梁幹明　昭和48年７月21日生
住所　兵庫県加古郡播磨町二子278番地３
　姜允嬉　昭和41年９月10日生
住所　千葉県市原市根田３丁目８番地59
　リリアン・ルリヨ・シマオ　昭和42年10月27日生
　マチシア・サオリ・ミヤザキ　平成９年７月23日生
住所　埼玉県川口市川口２丁目17番43―102号
　金熙子　昭和43年８月１日生
住所　さいたま市緑区原山１丁目13番12号
　陳玲　昭和39年９月29日生
住所　埼玉県所沢市大字山口1062番地21
　チャナンチダ，イタヤマ　昭和50年11月28日生
住所　埼玉県幸手市栄６番10―303号
　ジュオン・ミー・ニュー　平成２年４月30日生
住所　千葉市中央区鶴沢町２番２号
　丁紹寧　昭和57年２月25日生
住所　東京都千代田区紀尾井町７番１号
　ヒヴァルト・ハインツ・ヘンゼラー　昭和22年２月14日生
住所　千葉県茂原市茂原西２番地16
　王亜娜　昭和54年３月11日生
住所　栃木県宇都宮市六道町１番５号
　馬麗　昭和54年６月７日生
住所　福井市大島町柳501番地４
　楊波　昭和50年５月７日生
住所　静岡県藤枝市光洋台33番地５
　リーアン・デラ・クルス　平成10年３月12日生
住所　静岡県榛原郡吉田町神戸250番地３
　ロクサン・リブラヌ　昭和60年５月24日生
住所　福岡県行橋市行事６丁目21番３―227号
　キュウ・シン・タン　昭和57年10月11日生
住所　福岡市東区松島１丁目28番30―602号
　盧金一　昭和53年12月10日生
住所　長野県松本市梓川梓7894番地
　張紅梅　昭和43年10月17日生
住所　東京都江東区有明１丁目４番20―2502号
　程婧彬　昭和58年４月19日生
住所　東京都青梅市河辺町10丁目15番地27
　ロサリー・バレン・カッヤ　昭和52年12月21日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町東小泉１丁目14番34号
　ヒリアネ・ミワ・カンダ　昭和59年３月12日生
住所　仙台市泉区明石南４丁目16番地１
　賈軍　昭和42年１月21日生
　賈茂辰　平成12年１月６日生
住所　東京都杉並区高円寺北２丁目６番１号
　盧慧振　昭和39年１月15日生
住所　千葉県市原市君塚５丁目15番地１
　ローラン・クリスアフォー・バレンシア・クルス　平成３年９月７日生
住所　広島市西区三篠町１丁目５番16号
　ハルヨ・ホリタ　大正15年２月７日生
住所　茨城県つくば市古来1472番地２
　林義燦　平成４年12月８日生
住所　奈良市西大寺本町３番５―413号
　金秋　昭和57年９月27日生

○農林水産省告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字上野宮字堀ノ目平二三九五、一四〇二、一四一九、一四二〇、字カリ子沢二五二五の二、字松ノ葉沢二五五七の二、二五五七の三、二五五七の四、二五五九の二、二五五九の三、字殖石二五六〇の二、二五八四の一、二五七三の一から二五七三の三まで、二五七三の七、二五七三の一、二五七四八、三七四八の一、三七四八の二、三七四九、三七五〇、字中井下三七五一、字中井日向三七五七、三七五八、字小倉沢三七四四、三七四五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷麦生土九二の七、九六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷麦生土九二の七・九六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷小川七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷小川七（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）